

産業廃棄物処分業許可証

住所 茨城県日立市宮田町3453番地
氏名 JX金属環境株式会社
代表取締役 佐々木 康勝
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日 平成26年11月25日
許可の有効年月日 令和3年11月24日



1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

中間処分

乾燥：汚泥 以上1種類

焼却：汚泥、廃油、廃プラスチック類(*3)、紙くず、木くず 以上5種類

熱分解：廃酸、廃アルカリ 以上2種類

溶解：燃え殻、汚泥、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)、鉍さい、ばいじん 以上6種類

シアン化合物の分解：廃アルカリ 以上1種類

熔融：燃え殻、汚泥（無機汚泥に限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*4)、鉍さい、ばいじん 以上6種類

（※）記載品目については、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*4) 石綿含有産業廃棄物を含む

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記1のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成14年3月29日	新規許可	平成26年11月25日	更新許可（優良認定）
平成24年1月12日	変更許可（品目の追加）	平成27年4月22日	変更届（代表者の変更）
平成24年4月25日	更新許可	平成28年4月22日	変更届（代表者の変更）
平成25年3月25日	変更届（代表者の変更）	平成30年4月24日	変更届
平成25年12月12日	一部廃止	令和3年4月30日	変更届（代表者の変更）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

別記 1

事業の用に供する施設の所在地、処理施設及び保管施設の概要

茨城県日立市宮田町字裏木戸 3 4 4 3 番

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
汚泥の乾燥施設	80 t/日 (8 時間)	汚泥 以上 1 種類	昭和 53 年 3 月 7 日 — —

茨城県日立市宮田町字銅婦 3 4 4 7 番 他 7 筆

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
熔融施設	153 t/日 (24 時間)	燃え殻、汚泥（無機汚泥に限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*4)、 鉍さい、ばいじん 以上 6 種類	昭和 54 年 10 月 26 日 — —

茨城県日立市宮田町字裏木戸南 3 4 4 5 番 他 9 筆

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
焼却、溶解、熱分解、シアン化合物の分解施設	188 t/日 (24 時間)	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*3)、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)、 鉍さい、ばいじん 以上 1 2 種類	平成 4 年 3 月 31 日 — —

(※) 記載品目については、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*4) 石綿含有産業廃棄物を含む